

東近江市総合運動公園等の指定管理者の指定につき議決を 求めることについて

東近江市総合運動公園等の指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市総合運動公園	大阪府大阪市中央区北浜四丁目1番23号 東近江スポーツみらい創発パートナーズ 代表企業 ミズノスポーツサービス株式会社	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
東近江市湖東プール	滋賀県草津市大路三丁目5番64号 株式会社いずみ二一	同上
東近江市能登川アリーナ 東近江市能登川グラウンド	滋賀県彦根市彦富町913番地1 SPキムラSSKグループ 代表企業 株式会社スポーツショップキムラ	同上
東近江市やわらぎの郷公園	滋賀県東近江市躰光寺町262番地 一般社団法人能登川地区まちづくり協議会	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで

提案理由

東近江市総合運動公園等の指定管理者の指定について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。